

国立大学法人茨城大学教職員退職金規程

〔平成16年 4月 1日〕
規程第 21 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学就業規則（平成16年規則第8号。以下「就業規則」という。）第71条第2項の規定に基づき、国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）の教職員の退職金に関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条に定める大学の教職員に適用する。

2 この規程による退職金は、教職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支払う。ただし、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職金は支払わない。

(1) 勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合（就業規則第83条第1号及び第2号に規定する場合を除く。）

(2) 就業規則第74条第1号の規定により懲戒解雇された場合

3 一般の退職金のうち、第7条の4の規定により計算した退職金の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支払わない。

(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職金の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者（前項第2号に掲げる者を除く。）

4 教職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、その退職については、退職金は支払わない。

5 退職し、又は解雇された教職員に対し、退職金がまだ支払われていない場合において、当該退職し、又は解雇された教職員の在職中の職務に関し、懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、退職金を支払わないことができる。

(一般の退職金)

第2条の2 退職した者に対する退職金の額は、次条から第7条の3までの規定により計算した退職金の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職金の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は解雇された者に対する退職金の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の国立大学法人茨城大学教職員賃金規程（平成16年規程第14号。以下「賃金規程」という。）に規定する基本給、基本給の調整額及び教職調整額の月額合計額（以下「基本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき 100分の 110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき 100分の 160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき 100分の 200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき 100分の 160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき 100分の 120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職金の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職金の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第79条の規定により定年退職した者若しくはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者に対する退職金の基本額は、退職の日におけるその者の基本給月額（以下「退職日基本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の 125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき 100分の 137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき 100分の 200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職金の基本額について準用する。

（業務上の傷病等による退職の場合の退職金の基本額）

第5条 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、就業規則第79条の規定により定年退職した者若しくはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又はその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者に対する退職金の基本額は、退職日基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の 150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき 100分の 165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき 100分の 180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき 100分の 105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職金の基本額について準用する。

(基本給月額の変額改定以外の理由により基本給月額が変額されたことがある場合の退職金の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の変額改定(基本給月額の変定をする賃金規程が定められた場合において、当該規程の変定により当該変定前に受けていた基本給月額が変額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の基本給月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。)における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前基本給月額」という。)が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職金の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前基本給月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職金の基本額に相当する額

(2) 退職日基本給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職金の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職金の基本額の退職日基本給月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第2条第4項、第9条第4項、第9条の2第1項及び第10条第1項の規定に該当する者を除く。)又は解雇の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職金の支払いを受けたこと又は第9条第1項に規定する国家公務員等、第9条の2第1項に規定する他の国立大学法人等職員若しくは第10条第1項に規定する役員として退職したことにより退職金(これに相当する給付を含む。)の支払いを受けたことがある場合におけるこれらの支払いに係る退職の日以前の期間及び第2条第2項各号に掲げる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。)をいう。

(1) 教職員としての引き続いた在職期間

(2) 第9条第1項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第9条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 第9条の2第2項に規定する場合における他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

(5) 第10条第2項に規定する場合における役員としての引き続いた在職期間

(勸奨を受けて退職した者等に対する退職金の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が就業規則第79条第1項に規定する年齢から10年を減じた年齢以上である者に対する第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 5条第 1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1年につき 100分の 2を乗じて得た額の合計額
第 5条の 2第 1項第 1号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1年につき 100分の 2を乗じて得た額の合計額
第 5条の 2第 1項第 2号	退職日基本給月額に、	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1年につき 100分の 2を乗じて得た額の合計額に、
第 5条の 2第 1項第 2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前 3条の規定により計算した場合の退職金の基本額に相当する額

(退職金支払率の調整)

第 6 条 当分の間、20年以上の期間勤続して退職した者（傷病によらずその者の都合により退職した者を除く。）に対する退職金の基本額は、第 3条から前条までの規定により計算した額に 100分の 104を乗じて得た額とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第 3条第 1項又は第 5条の規定に該当する退職をした者に対する退職金の基本額は、その者の勤続期間を35年として本条本文の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職金の基本額の最高限度額)

第 7 条 第 3条から第 5条及び前条の規定により計算した退職金の基本額が、退職日基本給月額に 59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職金の基本額とする。

第 7 条の 2 第 5条の 2第 1項及び第 6条の規定により計算した退職金の基本額が、次の各号に掲げる第 5条の 2第 1項第 2号イに掲げる割合の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職金の基本額とする。

- (1) 59.28以上 特定減額前基本給月額に 59.28を乗じて得た額
- (2) 59.28未満 特定減額前基本給月額に第 5条の 2第 1項第 2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に 59.28から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 7 条の 3 第 5条の 3に規定する者に対する前 2条の規定の適用については、次の表の

左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 7 条	第 3 条から第 5 条	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条
	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の
第 7 条の 2	第 5 条の 2 第 1 項	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項
	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 7 条の 2 第 1 号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 7 条の 2 第 2 号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	及び退職日基本給月額	並びに退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職金の調整額)

第 7 条の 4 退職した者に対する退職金の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第 54 条の規定による休職（業務上の

傷病による休職、通勤による傷病による休職、出向による休職、業務上の生死不明又は所在不明による休職、教職員を別に定める法人の業務に従事させるための休職及び派遣による休職を除く。)並びに同規則第74条第2号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 79,200円
- (2) 第2号区分 62,500円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 50,000円
- (5) 第5号区分 45,850円
- (6) 第6号区分 41,700円
- (7) 第7号区分 33,350円
- (8) 第8号区分 25,000円
- (9) 第9号区分 20,850円
- (10) 第10号区分 16,700円
- (11) 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる教職員の区分は、その者の職務の種類、複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表に定めるとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職金の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下の者(次号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる教職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる教職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下の者及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下の者 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職金の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(一般の退職金の額に係る特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職金の額が、退職の日におけるその者の基本給の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわ

らず、その乗じて得た額をその者の退職金の額とする。

- (1) 勤続期間 1年未満の者 100分の 270
- (2) 勤続期間 1年以上 2年未満の者 100分の 360
- (3) 勤続期間 2年以上 3年未満の者 100分の 450
- (4) 勤続期間 3年以上の者 100分の 540

2 前項の「基本給の月額」とは、教職員が受ける基本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第8条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 前 2項の規定による在職期間のうち、第 7条の 4第 1項に規定する休職月等が 1以上あったときは、その月数の 2分の 1に相当する月数（就業規則第54条第 2項第 3号の期間については、その月数）を、前 2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。ただし、休職月等のうち国立大学法人茨城大学育児休業等規程（平成16年規程第17号）により育児休業をした期間のうち当該育児休業に係る子が 1歳に達した日の属する月までの期間に限っては、その月数の 3分の 1に相当する月数を在職期間から除算することとする。

4 前 3項の規定により計算した在職期間に 1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が 6月以上 1年未満（第 3条第 1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第 4条第 1項又は第 5条第 1項の規定により退職金の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを 1年とする。

5 第 2条第 2項第 1号に規定する場合の勤続期間については、前項の規定にかかわらず、その者が教職員となった日から退職した日の前日までの全月数による。

6 第 4項の規定は、前条の規定により退職金の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国等の機関から復帰した教職員に対する退職金に係る特例)

第9条 教職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人（通則法第 2条第 2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体（退職金に関する条例において、教職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第 182号。以下「退職手当法」という。）第 7条の 2第 1項に規定する公庫等（次条に定める法人を除く。以下総称して「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び教職員となった者の在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の教職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前 2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第 8条の規定を準用する。
- 4 教職員が第 1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第 2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職金は、支払わない。
- 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、教職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りでない。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第 9 条の 2 教職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員（独立行政法人宇宙航空研究開発機構にあっては、同機構の教育職職員に限る。以下同じ。）となり、その者の教職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職金に関する規程によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職金は、支払わない。

- 2 第 8条第 1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員が引き続いて教職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(役員との在職期間の通算)

第 10 条 教職員が、引き続いて役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職金は、支払わない。

- 2 第 8条第 1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて教職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第 8条の規定を準用する。

(役員の在職期間を有する教職員の退職金の額の特例)

第 10 条の 2 引き続いた役員の期間を有する教職員の退職金の額は、第 2条の 2から第 7条の 5の規定にかかわらず、当該教職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に応じ、学長が別に定める範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第 11 条 第 2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第 2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2号及び第 4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職金の支払いを受けるべき遺族のうち、同順位の者が 2人以上ある場合には、その人数によって等分して支払う。

(遺族からの排除)

第 1 2 条 次に掲げる者は、退職金の支払いを受けることができる遺族としない。

(1) 教職員を故意に死亡させた者

(2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職金の支払いを受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職又は解雇された場合の退職金の取扱い)

第 1 3 条 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第 131号）第 6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職金は、支払わない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職金が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職金の支払いの一時差止め)

第 1 4 条 学長は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職金が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときは、退職金の支払いを一時差し止めることができる。

2 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して 1年を経過した場合

3 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職金の支払いを差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該

一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職金の支払い)

第 15 条 退職金は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、通貨により直接その支払いを受けるべき者に全額を支払わなければならない。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

2 退職金は、教職員が退職し、又は解雇された日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職金の支払いを受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職金の返還)

第 16 条 教職員は、退職金を受領した後において、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、若しくは在職中の職務に関し懲戒による解雇をうける事由に相当する事実が明らかになったときは、その受領した退職金を返還しなければならない。

2 前項の規定による返還の手続その他返還に関し必要な事項は、別に定める。

(実施規定)

第 17 条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 国立大学法人法（平成15年法律第 112号）附則第 4条の規定により茨城大学の職員が国立大学法人茨城大学の教職員となる場合には、その者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

3 前項の規定の適用を受けた国立大学法人茨城大学の教職員の退職に際し、退職金を支給しようとするときは、その者の退職手当法第 2条第 1項に規定する職員（同条第 2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を国立大学法人茨城大学の教職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

4 国立大学法人茨城大学の成立前の茨城大学（次項において「旧茨城大学」という。）の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は退職手当法第 7条の 2 第 1項に規定する公庫等（以下この項及び次項において「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の第 8条第 1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第 2条第 1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧茨城大学の職員となり、かつ、引き続き旧茨城大学の職員として在職した後引き続いて国立大学法人法附則第 4条の規定により教職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合においては、その者の教職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職金は、支給しない。

6 国立大学法人茨城大学の成立の日の前日に茨城大学の職員として在職し、国立大学法

人法附則第 4 条の規定により引き続いて国立大学法人茨城大学の教職員となった者のうち、国立大学法人茨城大学の成立の日から雇用保険法（昭和49年法律第 116号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に国立大学法人茨城大学を退職した者であって、その退職した日まで茨城大学の職員として在職したものとしたならば退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職金として支給するものとする。

- 7 前項の規定による退職金の支給を受けた教職員については、第16条第 1項は適用しない。
- 8 平成16年 4月 1日から平成16年 9月30日までの間における第 6条の規定の適用については、この規定中「100分の 104」とあるのは「100分の 107」と、第 7条中「59.28」とあるのは「60.99」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 8月 4日から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。
- 2 教職員の退職金に関する事項は、この規程に定めるもののほか、当分の間、退職手当法その他関係法令の規定に準じて取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 9月27日から施行し、平成18年 4月 1日から適用する。
- 2 退職した者の基礎在職期間中に基本給月額の変額改定によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の基本給月額が減額前の基本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支払うこととする賃金規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による基本給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第 7条の 5第 2項に規定する一般の退職金の額に係る特例の適用を受ける者に係る基本給の月額に含まれる基本給月額については、この限りでない。
- 3 教職員が新制度適用教職員（教職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することによりこの規程による改正後の国立大学法人茨城大学教職員退職金規程（以下「新規程」という。）の規定による退職金の支払いを受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における基本給月額を基礎として、この規程による改正前の国立大学法人茨城大学教職員退職金規程（以下「旧規程」という。）第 3条から第 7条までの規定により計算した退職金の額が、新規程第 2条の 2から第 7条の 5の規定により計算した退職金の額（以下「新規程退職金額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支払うべきこれらの規定による退職金の額とする。
- 4 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる教職員にあっては新規程の適用の日（以下この項において「適用日」という。）をいう。
 - (1) 適用日の前日及び適用日において教職員として在職していた者
 - (2) 適用日の前日に国家公務員等、他の国立大学法人等の職員又は役員として在職していた者のうち教職員から引き続いて国家公務員等、他の国立大学法人等の職員又は役員となった者で、国家公務員等、他の国立大学法人等の職員又は役員として在職した後引き続き教職員となった者
 - (3) 適用日の前日に他の国立大学法人等の職員として在職していた者で適用日に教職員となった者

(4) 適用日の前日に他の国立大学法人等の職員として在職していた者で適用日以後に引き続き教職員となった者

5 教職員が新制度切替日（前項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年 3月31日までの間に新制度適用教職員として退職した場合において、その者についての新規程退職金額がその者が新制度切替日の前日に受けていた基本給月額を退職の日の基本給月額とみなして旧規程第 3条から第 7条までの規定により計算した退職金の額（以下「旧規程退職金額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職金額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支払うべき退職金の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上の者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新規程第 7条の 4の規定により計算した退職金の調整額の 100分の 5に相当する額

イ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額

(2) 新制度切替日以後平成19年 3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下の者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 100万円を超える場合には、 100万円）

ア 新規程第 7条の 4の規定により計算した退職金の調整額の 100分の70に相当する額

イ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額

(3) 平成19年 4月 1日以後平成21年 3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下の者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新規程第 7条の 4の規定により計算した退職金の調整額の 100分の30に相当する額

イ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額

6 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する第 5条の 2の規定の適用については、同条第 1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（附則第 4項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

7 新制度適用教職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用教職員以外の職員としての在職期間が含まれる者に対する第 5条の 2の規定の適用については、その者が当該新制度適用教職員以外の職員として受けた基本給月額は、同条第 1項に規定する基本給月額には該当しないものとみなす。

8 第 7条の 4の規定により退職金の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8年 4月 1日前である者に対する同条の規定の適用については、次に表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1項	その者の基礎在職期間（	平成 8年 4月 1日以後のその者の基礎在職期間（
第 2項	基礎在職期間	平成 8年 4月 1日以後の基礎在職期間

イ 平成16年 4月 1日から平成18年 3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分対応表

区分	調整月額	一般職基本給表 (一)			一般職基本給表 (二)			教育職基本給表 (一)			教育職基本給表 (二)			教育職基本給表 (三)			医療職基本給表 (二)			医療職基本給表 (三)			特別基本給表				
		級	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	号給	適用範囲	役職加算	
1	79,200円																							8以上		20	
2	62,500円																							4以上 7以下		20	
3	54,150円																							3以下		20	
4	50,000円	11				(5)	I種 かつ 役職加算20%	(20)																			
5	45,850円	10				(5)	役職加算20%	(20)	(4)		(20)	(4)		(20)													
6	41,700円	9				(5)	上記以外の者	(15)	(4)	IV種14%以上	(15)	(4)	IV種14%以上	(15)	8		15	7		15							
7	33,350円	8				(4)	役職加算15%	(15)	(4)	IV種	(15)	(4)	IV種	(15)	7 6		15	6		15							
8	25,000円	7	(5)	総括的業務 を行う長	10	(4)	上記以外の者	(10)	(3)	IV種	(10)	(3)	IV種	(10)	(5)	IV種以上	10	5		10							
9	20,850円	6	(5)	上記以外の者	10	3		10	(3)	V種以上	(10)	(3)	V種以上	(10)	(5)	上記以外の者	10	4		10							
									(2)	経験年数30年 (大学4卒)以上	(10)	(2)	経験年数30年 (大学4卒)以上	(10)													
10	16,700円	4.5	4		5	2		(5)	(2)	経験年数12年 (大学4卒)以上	(10)	(2)	経験年数12年 (大学4卒)以上	(10)	4 3		5 5	3		5							
			(3)	在職期間が120 月を超える者	(5)										(2)		(5)	(2)	在職期間が360 月を超える者	(5)							
11	零	3	(3)	上記以外の者	(5)	1			(2)	上記以外の者	(5)	(2)	上記以外の者	(5)	(2)	上記以外の者	(5)	(2)	上記以外の者	(5)							
		1.2	2 1						1		1		1		1		1		1		1						

